「しぞ～か防災かるた　豪雨の備え編」貸出要領

（趣旨）

第１条　この要領は、静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課（以下、「県」という。）が、しぞ～か防災かるた委員会（以下、「かるた委員会」という。）との協働により、県民の皆様の協力を得て制作した「しぞ～か防災かるた　豪雨の備え編」（以下、「豪雨編」という。）の貸出における取り扱いについて、必要な事項を定める。

（貸出の申請)

第２条　豪雨編の貸出を希望する者は、あらかじめ「しぞ～か防災かるた　豪雨の備え編　貸出申込書（様式第１号）」を静岡県土木防災課長（以下「課長」という。）に提出し、その許諾を受けなければならない。

２　貸出申込書は、郵送又はメールで提出するものとする。

（貸出の条件）

第３条　貸出対象は、学校関係者、地域団体及び市町並びに防災に関わる啓発活動等

に取組む個人とする。

２　貸出を受ける者は、使用目的、使用方法を明確にする。

３　貸出期間は、最長でも貸出日から当年度末までとする。

４　貸出に係る費用は無償とする。

５　豪雨編の郵送等に係る費用は、貸出を受ける者の負担とする。

６　返却は、使用終了後に速やかに行うものとし、期限を厳守すること。

７　豪雨編の破損や紛失が生じた場合は、速やかに申し出ること。

（貸出許諾）

第４条　課長は、前条による申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、豪雨編の貸出を許諾するものとする。

（1) 営利団体等が自己の利益を主たる目的とするとき又は当該使用にかかる物件を対価の対象とするとき。

（2）使用目的や使用方法が法令や公序良俗に反するとき。

（3）特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、又は支援する恐れがあると認められるとき。

（4）第三者の利益を害するものと認められるとき。

（5）県、かるた委員会又は豪雨編のイメージを傷つけるおそれがあると認められるとき。

（6）申請者が次のアからキに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下 「法」という。）第２条２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下 「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外 の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目 的をもって暴力団又は暴力団員等を使用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的 又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している者

キ 契約方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原 材料の購入契約その他の契約を締結している者

 (7) 偽りその他不正の手段により豪雨編の使用許諾を受けようとしたこと又は受けたことがあるとき又は使用許諾後、県が提示する条件に反する行いをしたことがあるとき。

（8）その他課長が豪雨編の使用について不適当と認めるとき。

２　課長は、貸出許諾を行ったときは、「しぞ～か防災かるた　豪雨の備え編　貸出許諾書（様式第２号）」を申請者に送付する。

（転貸の禁止）

第５条　貸出を受けた者は、豪雨編を第三者に転貸してはならない。

（複製の禁止）

第６条　貸出を受けた者は、豪雨編を複製（コピー機での印刷や写真のSNS等への掲載を含む）してはならない。ただし、使用している様子を撮影し、SNS等に掲載することについてはこの限りではない。

（二次利用の禁止）

第７条　貸出を受けた者は、豪雨編を二次利用（複製したものを配布又は動画の掲載、絵札、読み札及び解説文の無断使用を含む）してはならない、

（損失補償等の責任）

第８条 課長は、豪雨編の貸出を許諾したことに起因する損失補償等について一切の責任を負わない。

２ 豪雨編の貸出許諾を受けた者は、豪雨編を使用した製作物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。

３ 豪雨編の貸出許諾を受けた者は、豪雨編の使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

附則

この要綱は、令和７年７月７日から施行する。